

横浜市記者発表資料

令和3年11月26日 温暖化対策統括本部プロジェクト推進課 港湾局政策調整課

横浜市とENEOSが水素サプライチェーン構築に向けた連携協定を締結

~臨海部の脱炭素化から水素社会の実現に挑戦~

横浜市はENEOS株式会社との水素サプライチェーン構築に向けた連携協定の締結を通じて、カーボンニュートラルポート*の形成をはじめとする臨海部の脱炭素化を目指します。両者は、パイプラインをはじめとする水素供給インフラ整備に向けた検討に共に取り組み、全国に先駆けて水素社会の実現に挑戦します。

1 経緯

- ・本市は、**Zero Carbon Yokohama** を掲げ、2050 年までの脱炭素化の重点施策として、水素 社会の実現に向けた取組を積極的に進めています。
- ・また、臨海部は輸出入等の物流拠点であり、製造業も集積していることから、高い水素利活用ポテンシャルがあります。水素等次世代燃料の輸入・貯蔵・利活用を通じた**カーボンニュートラルポート**形成により、臨海部の脱炭素化を目指しています。
- ・このたび、市内に水素製造拠点を有し、水素ステーションを6か所展開するほか、グリーンイノベーション基金を活用して、CO2フリー水素のサプライチェーン構築実証にも取り組むENEOS株式会社が、水素の面的利用において重要な水素パイプラインに関する調査を開始しました。この取組は本市が目指す臨海部の脱炭素化に資することから連携協定を締結する運びとなりました。

2 主な協定内容

- (1) 水素の輸入・貯蔵・供給・利用を促進するためのインフラ整備に関すること
- (2) 水素の利活用促進に資する活動に関すること

3 具体的な取組内容

・横浜市の臨海部においてはエネルギー消費量の大きい工場等が多く、次世代エネルギー源である **水素の需要ポテンシャルが高い**と考えられます。このため、パイプラインをはじめとした市内の

水素供給インフラの整備を2者が 連携して推進することで、水素の利 活用を加速させる環境を整えます。

・そのほか、広く水素供給・利活用に 資する活動で連携することで、水素 社会の実現を目指します。



※港湾において、水素等次世代燃料の輸入等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素に配慮した港湾機能の 高度化、集積する臨海部産業との連携等を通じて温室効果ガスの排出を全体でゼロにすることを目指すもの

お問合せ先

温暖化対策統括本部プロジェクト推進課長 岡崎 修司 Tel 045-671-2636 港湾局政策調整課担当課長 中村 仁 Tel 045-671-7165

水素サプライチェーン構築に向けた連携協定書

横浜市(以下「甲」という。)及びENEOS株式会社(以下「乙」という。)は、両者の公民連携による取組について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、脱炭素社会の早期実現に寄与するため、横浜臨海部における水素利活用のためのインフラ整備を協働で推進し、水素サプライチェーン構築に向けて連携することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事項について連携する。
- (1) 水素の輸入・貯蔵・供給・利用を促進するためのインフラ整備に関すること。
- (2) 水素の利活用促進に資する活動に関すること。
- 2 前項に定める連携における内容や役割分担等の具体的詳細は、甲乙協議の上、別途定め るものとする。

(第三者との関係)

第3条 甲及び乙は、本協定とは別に、第三者との間で本協定と同様の取組を行うことができる。

(協定の変更及び解除)

第4条 甲又は乙が、本協定の変更若しくは解除を申し出たときは、甲乙協議の上、両者の合意によりこれを行うものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、連携事項の検討、実施により知り得た相手方(以下「開示者」という。) の秘密情報(開示者が秘密である旨を明示して開示した情報)を、法令の定めによる場合 を除き、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者に開示・漏洩又は本協定に定める以 外の目的のために使用してはならない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、 期間満了の3か月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、本協定の 有効期間を1年間延長し、以後も同様とする。 (協議事項)

第7条 本協定について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、 甲乙誠意をもって協議して解決する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1 通を保有する。

令和3年11月26日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市 代表者 横浜市長 山中 竹春

乙 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

ENEOS株式会社 常務執行役員 宮田 知秀